

第 1 5 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 2 月 1 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部1の項、2の項、3の項、6の項、7の項、9の項から12の項まで、14の項、14の2の項、14の4の項、14の5の項、14の8の項、14の9の項、14の11の項から14の14の項まで及び14の16の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部20の項の次に次のように加える。

20 の2	建築基準法第48条第16項第1号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築、改築又は移転の特例許可の申請に対する審査	用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	87,000円	許可申請のとき。
20 の3	建築基準法第48条第16項第2号（同法第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築の特例許可の申請に対する審査	用途地域における建築の特例許可申請手数料	92,000円	許可申請のとき。

別表第2の4建築の部22の2の項中「第53条第4項」の次

に「又は第5項」を加え、同部23の項中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同部30の3の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同部30の4の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同部30の5の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同部41の2の項中「第86条の8第1項」の次に「又は第87条の2第1項」を加え、同部41の3の項中「第86条の8第3項」の次に「（同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同部中41の5の項を41の7の項とし、41の4の項を41の6の項とし、41の3の項の次に次のように加える。

41 の4	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申請手数料	108,000円	許可申請のとき。
41 の5	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場 合の制限の緩和に係る許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。

別表第2の4建築の部51の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部52の項中「準用する」の次に「同法」を加え、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部55の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部56の項中「準用する」の次に「同法」を加え、「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同部60の項及び61の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

付 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。